

【アメリカ】 外国情報監視法改正法案、上下両院で異なる内容で可決

* アメリカでは、とくに 9・11 同時多発テロ以降、テロ等の危険から国民を保護するため、令状なしの通信傍受が行われてきた。これに対し、国民のプライバシーが侵害されるという批判も強い。「1978 年外国情報監視法」の改正をめぐって、上下両院は異なる内容の法案を可決した。政府を手助けした通信会社に対する免責を認めるかが、主要な論点となっている。

発端

政府がテロ容疑者等の不審者の通信秘密を正規の令状なしに傍受していたことが明らかになり、国民のプライバシー保護と国家の安全保障をめぐる問題がクローズアップされている。

30 年前に制定された「1978 年外国情報監視法」(Foreign Intelligence Surveillance Act of 1978, FISA)は、外国情報機関の通信を傍受する場合、正規の令状を必要とすると定めている。これに対し、ブッシュ大統領は、国家の安全を保障するために必要な場合、令状なしの盗聴も認めるとともに、政府を手助けする通信会社に対し、過去に遡って免責を与えるべきであるとして、同法の改正を議会に促してきた。

経緯

これを受けて 2007 年 8 月 3 日、4 日、上下両院は大統領の考えに近い「2007 年アメリカ保護法案」(Protect America Act of 2007, S.1927) を可決した。ブッシュ大統領は、翌 5 日、同法案に署名した。同法は、アメリカの通信網を介した外国人との通信を傍受する際、より多くの裁量を政府に与える内容となっている。

しかし民主党の多くの議員は、裁判所の適切な判断なしに、アメリカ市民の合法的な通信を盗聴することは行き過ぎであるとして反対した。成立した法律は、180 日間という期限を区切ったいわゆる「サンセット法」となった。

論点

問題となっているのは、正規の令状がなくても必要があれば、通信傍受が認められるかどうかという点と、令状なしに行われた傍受に手を貸した通信会社を免責するかどうかという点である。

共和党は、免責条項を取り入れることは立法目的である国家安全保障にとって不可欠であり、これを削除すれば、通信会社の協力を得られなくなるとしている。民主党は、市民の自由を保護する立場から、免責条項は削除すべきであると主張している。

下院法案の可決

このような対立は、FISA の新たな改正法案をめぐる両院の論議でも続いた。下院で

立法情報

は、2007年11月15日、次のような内容の「外国情報監視法改正法案」(FISA Amendments Act of 2007, H.R.3773)を227対189で可決した(賛成:民主222、共和5。反対:民主5、共和184。棄権11)。

- 一 令状の要件を厳しくするとともに、政府の「テロリスト監視プログラム」(TSP)を議会が監査する。
- 一 TSPに参加する通信会社で、法を犯したのものには免責を与えない。

上院法案の可決

上院における「外国情報監視法改正法案」(S.2248)の審議では、情報委員会は令状なしの監視で政府に助力を供与した通信会社に過去に遡って免責を与えるべきであるとした。司法委員会は通信会社の免責条項を除くことを求めた。

2008年2月12日、上院は、情報委員会で採択された内容の法案を可決した(賛成68、反対29、棄権3)。共和党議員に加えて、民主党の議員20名が賛成に回った。可決された法案の主な内容は以下のとおりである。

- 一 司法長官及び国家情報長官に1年間までの間、アメリカ国外に居住する外国人から外国インテリジェンス情報を獲得する権限を与える。このなかには、通信会社に対し、助力の供与を要請する権限を政府がもつことを含む。
- 一 司法長官に、令状なしに168時間まで、電子的監視の緊急行使の権限を与えることを許可する。

こうしたなか、「2007年アメリカ保護法」(P.L.110-55)は、2008年2月16日に失効した(1月29日に180日の期限を経過したが、15日間延長された)。

その後の動き

2月12日に上院で可決された法案(S.2248)は、下院法案(H.R.3773)の修正法案の形をとっており、下院では、上院で修正された法案をさらに修正する採決が行われた(3月14日)。その結果は、賛成213、反対197であった(賛成:民主213、共和0。反対:民主12、共和185。棄権20)。この過程で新しく付け加わったのは、次の事項である。

- 一 召喚権限のある委員会を立ち上げ、過去の令状なしの通信傍受を究明する。
- 一 通信会社がもつ訴訟に関わる秘密文書の閲覧を連邦裁判官に認める。

今後の見通し

今後両院の間で、さらに調整がはかれることになろう。しかし、ブッシュ大統領は、通信会社を保護しない法案は、たとえそれが可決されたとしても拒否権を発動すると述べている。同大統領を満足させる法案の成立は困難であることが予想される。

参照資料(インターネット情報は、2008年3月20日現在である。)

- ・ GovTrack.us <<http://www.govtrack.us/congress/billsearch.xpd>> から各法案の情報を入手した。
(木戸 裕・海外立法情報調査室)